

平成二十二年九月七日 午前十時開会

△開 会

○事務局長（有江喜久雄君） 御起立ください。一同、礼。

○議長（兼田勝久君） ただいまから平成二十二年第二回始良市議定会例会を開会します。

△開 議

○議長（兼田勝久君） 本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりであります。

△日程第一 会議録署名議員の指名

○議長（兼田勝久君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により、議長において、田口幸一議員と湯之原一郎議員を指名します。

△日程第二 会期の決定

○議長（兼田勝久君） 日程第二、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から九月三十日までの二十四日間したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から九月三十日までの二十四日間と決定しました。

会期日程は、配付しております日程表のとおりであります。

△日程第三 議長諸般の報告

○議長（兼田勝久君） 日程第三、議長諸般の報告を行います。

市長より損害賠償の額の決定一件及び平成二十二年始良市一般会計補正予算（第二号）に関する報告書が、市監査委員からは例月の現金出納検査の報告書が提出されております。

また、九月一日議会運営委員会前日までに提出された請願は、お手元に配付しました文書表のとおりであります。視察の受け入れについては、八月九日、大島郡龍郷町議会より船津公園の運営について研修の受け入れを行っております。

議長等の出席した主な行事とフォントナの丘かもう株式会社の決算報告書については、お手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第四 市長の行政報告

○議長（兼田勝久君） 日程第四、市長の行政報告を行います。

市長より、行政報告の申し出がありました。これを許します。

「市長笹山義弘君登壇」

○市長（笹山義弘君） 平成二十二年第二回始良市議定会定例会に当たりまして、お手元に配付しております資料に基づき、行政報告を申し上げます。

まず初めに、口蹄疫防疫対策につきまして申し上げます。

四月二十日に、宮崎県都農町で口蹄疫が確認されてから、七月五

日までの約二カ月半にわたり、宮崎県内五市六町で感染が拡大し、最終的に発生戸数二百九十二戸、発生頭数二十一万六千八百八頭となり、ワクチン接種を含む殺処分頭数は、約二十八万九千頭に達しました。

七月五日以降は新たな発生もなく、七月二十七日に宮崎県における家畜の移動制限はすべて解除されましたので、これを受けて始良市でも七月三十一日をもって、湧水町・霧島市の消毒ポイントでの車輛消毒作業を終了いたしました。

この間、都城市での発生に伴いまして、六月十日に始良市口蹄疫防疫対策本部を設置し、市内畜産農家への防疫対策の徹底を呼びかけながら、情報提供と消毒薬の配布などを行ってまいりました。

消毒作業につきましては、霧島市との合同消毒ポイントの設置や湧水町ポイントへの職員派遣を行い、鹿児島県への口蹄疫進入防止を図ってまいりましたが、四月二十八日から七月三十一日までの間に、延べ五百四十三人の職員と委託者を派遣いたしました。

子牛の競り市も八月二日から再開されておりますが、競りへの上場が延期された子牛に対して、飼料費の一部補助と導入資金の償還猶予措置、口蹄疫対策資金への利子補給を行い、畜産農家への経営支援を実施しております。

また、各種イベント等につきましても、口蹄疫防疫について主催者の御理解をいただき、開催の自粛などをしていただくことができました。

今回の口蹄疫の発生原因につきましては、まだ解明されておりませんが、海外から人や物を介しての進入も十分可能性があることから、今後も畜産農家の方々へは消毒の継続を実施いただくよう啓発

してまいります。

第二番目に、始良メカトロニクス工場閉鎖につきまして申し上げます。

平成三年六月に、旧始良町と立地協定を締結し、三拾町の農工団地で、各種産業用機器関連の金属精密板金加工部品の製造を行っていた始良メカトロニクス株式会社が、鹿児島市にある工場との一元化を図るため、六月末をもって工場を閉鎖されました。同工場に雇用されていた九人の従業員の方々につきましては、鹿児島市の工場にて引き続き雇用されることとであります。

なお、跡地の利用につきましては検討中とあります。

第三番目に、NHK大河ドラマ龍馬伝のロケーション撮影につきまして申し上げます。

去る七月二十八日に、加治木地区の龍門司坂において、NHK大河ドラマ龍馬伝のロケーション撮影が行われ、坂本龍馬とお龍の日本で最初と言われる新婚旅行シーンなどが撮影されました。

龍門司坂では、これまでにNHK大河ドラマの「翔ぶが如く」や「篤姫」のロケが行われており、大河ドラマのロケとしては今回で三回目となりました。なお、今回撮影されました場面は、九月十九日に放映される予定となっております。

第四番目に、九州巨木物語につきまして申し上げます。

日本一の巨樹、「蒲生の大楠」を有する始良市と、全国第四位と第六位の川古の大楠・武雄の大楠を有する佐賀県武雄市、また全国第六位タイの藤崎台の楠を有する熊本市の三市が、九州巨木物語と題して、大楠を生かした観光振興に連携して取り組むこととなりました。

去る八月二日、熊本市において、三市長による共同記者会見を行い、九州巨木物語の第一弾として、三市の大楠と御自分が一緒に写った写真を撮影された方に特産品をプレゼントするデジタルリーなどをを行い、今後一緒にあって各種のイベント等に取り組みたいくこととしております。

第五番目に、フォンタナの丘かもうの株券無償譲渡につきまして申し上げます。

旧蒲生町などが出資していたフォンタナの丘かもう株式会社が計画されていた、仮称道の駅フォンタナの丘かもうの事業につきましては、一企業でも事業申請ができることとなったため、当初計画の第三セクター方式による道の駅ではなく、産直交流拠点としての事業展開を行うことになりました。

そのため民間活力を生かした形が望ましいと判断し、旧蒲生町から引き継ぎました同社の有価証券につきましては、地域関係団体との連携及び協調を図り、蒲生地域の振興を図る観光振興策に取り組むことを条件に、同社へ無償譲渡することとし、九月三日に開催されました同社の臨時株主総会において承認を得ております。

なお、今後は一企業での取り組みとなりますが、今回地域支援策の一環として、出資金を原資として提供し、これを活用されることで、蒲生地域のさらなる振興につながっていくものと期待しております。

第六番目に、アイル・アイラの営業終了につきまして申し上げます。

平成二十一年四月から営業をされてきましたアイル・アイラから平成二十二年八月十日付文書で、諸般の事情により八月三十一日を

もって営業を終了する旨の通知が突然ありました。

この施設は、大規模な宿泊施設や大きな会議室等を備えた始良市にとつて貴重な施設であり、営業を終了されることは非常に残念であります。

そのため、翌日の十一日に本社である株式会社ダイケングループに対し、営業継続や従業員の今後の雇用について依頼するとともに、営業終了に至った経緯と今後の方針について説明を求めめる旨の文書を送付しております。

今後の方針につきましては、現時点では決定していないと聞いておりますが、事業の継続を含め、雇用の確保等につきまして、善処していただくように強く要望しているところであります。

第七番目に、イオン九州との立地協定の解約につきまして申し上げます。

平成十九年十二月にイオン九州株式会社と旧始良町との間で基本協定書を、さらに平成二十年九月に始良町土地開発公社と同社との間で、二年間を期限とした土地売買協定を交わしておりましたが、今回同社より本市への出店計画について、昨今の世界的な不況と急速な経済状況の変化により、出店を見合わせたい旨の申し出がございました。

申し出に伴いまして、土地開発公社と協議を行い、土地売買協定については、合意解約をし、解決金として五千万円を開発公社が受納しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

第八番目に、県総合運転免許試験場の庁舎建設につきまして申し上げます。

松原地区にあります鹿児島県総合運転免許試験場につきましては、

現在の庁舎が老朽化していることから、本年九月からサブコースを廃止して、造成工事を行い、本年十二月から来年の十一月までに新庁舎を建設されることとございます。

最後に、平成二十一年度決算に基づく健全化判断比率等の見込みにつきまして申し上げます。

平成二十一年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の見込みにつきましては、お手元の資料を御参照願います。ただし、今後の精査の結果、数値が変動することもあり得ますので御了承ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（兼田勝久君） これで市長の行政報告は終わりました。

△日程第五 議案第五三号始良市総合計画審議会条例制定の件

△日程第六 議案第五四号始良市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件

△日程第七 議案第五五号始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件

△日程第八 議案第五六号始良市父子世帯児童養育手当支給条例を廃止する条例の件

△日程第九 議案第五七号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第三号）

△日程第一〇 議案第五八号平成二十二年始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第一号）

△日程第一一 議案第五九号平成二十二年始良市国民健康

保険特別会計施設勘定補正予算（第一号）

△日程第一二 議案第六〇号平成二十二年始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）

△日程第一三 議案第六一号平成二十二年始良市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）

△日程第一四 議案第六二号平成二十二年始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第一号）

△日程第一五 議案第六三号平成二十二年始良市水道事業会計補正予算（第一号）

△日程第一六 議案第六四号財産の取得に関する件

△日程第一七 諮問第四号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件

○議長（兼田勝久君） 日程第五、議案第五三号始良市総合計画審議会条例制定の件から日程第一七、諮問第四号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件までの十三件を一括議題とします。

各提出案件の提案理由の説明を求めます。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 今定例会に提案しております議案第五三号から議案第六四号まで、及び諮問第四号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第五三号始良市総合計画審議会条例制定の件につきまして、御説明申し上げます。

本件は、始良市としてのまちづくりの方向性を示す始良市総合計画を作成するために、住民意向調査や聞き取り調査による結果を踏まえ、庁内各部署による分析や協議、検討を重ねる過程において、

その計画内容について調査審議をしていただくことを目的として、審議会を設置するものであります。

次に、議案第五四号始良市乳幼児医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件につきまして、御説明申し上げます。

これまで乳幼児を養育する家庭において必要とする医療が容易に受けられるよう保護者の経済的負担を軽減するとともに、乳幼児の健康の保持及び福祉の増進を図るため、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある乳幼児に係る医療費の自己負担額の一部を助成しております。

本件は、これを子どもの健康のさらなる保持増進を図るための施策として、平成二十三年一月から医療費を助成する子どもについて、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者までに拡大するとともに、保険診療に係る医療費の自己負担額の全額を助成するために改正をしようとするものであります。

次に、議案第五五号始良市火災予防条例の一部を改正する条例の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、「対象火気設置等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」等の交付に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第五六号始良市父子世帯児童養育手当支給条例を廃止する条例の件につきまして御説明申し上げます。

本件は、「児童扶養手当法」及び「同法施行規則」に定めた支給対象の母子家庭の母等に、父等を加える法改正が平成二十二年六月

二日に公布され、いずれも平成二十二年八月一日から施行されたことに伴い、同法の趣旨との整合性を図るために、「始良市父子世帯児童養育手当支給条例」を廃止するものであります。

次に、議案第五七号平成二十二年始良市一般会計補正予算（第三号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、都市公園のトイレ整備事業、ふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業、乳幼児医療費助成制度の拡充に伴う給付費及びシステム改修経費、災害復旧事業費、道路新設改良事業並びに児童手当、子ども手当の扶助費など、国・県補助事業の増減、職員の時間外勤務手当など、所要の経費を計上いたしました。

まず、第一条歳入歳出予算の補正について、歳出の主な補正内容を申し上げます。

なお、職員の人件費につきましては割愛させていただきます。

お手元の予算書二十四ページの総務費関係について申し上げます。一般管理費の四百四十万二千円の主なものは、文化会館のホール用照明器具の修繕料であります。

文書広報費二千二十一万四千円の主なものは、後納郵便料であります。

二十五ページの財産管理費五百二十万円の主なものは、蒲生庁舎別館の防水工事等に係る経費であります。

会計管理費二百三十一万五千円は、事務補助者賃金などであります。

企画費一千八百八万四千円のうち主なものは、総合計画審議会委員の報酬及び費用弁償並びに民間資金等活用調査業務委託料、道

路案内標識設置委託料などであります。

二十六ページの情報管理費三百三十七万五千円は、パソコン及びプリンターの更新に伴う借り上げ料及び設定委託料等であります。

二十七ページの税務総務費七百八十二万五千円の主なものは、家屋台帳整備や給与支払い報告書等の整理事務に係る事務補助者賃金等であります。

賦課徴収費百六十九万六千円の主なものは、住民税等申告相談時に活用する課税支援システムの賃借料であります。

次に、三十一ページの民生費関係について申し上げます。

障害福祉費七百四十万七千円の主なものは、障害者日常生活用具給付事業扶助費であります。

三十二ページの社会福祉施設費二百五十一万円の主なものは、地域介護・福祉空間整備事業補助金で、グループホームのスプリンクラー設置整備に対する補助金であります。

三十三ページの児童福祉総務費三千百五十万二千円の主なものは、始良市乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正に伴う医療費扶助及びシステム改修委託料等であります。

児童措置費二千三百六十一万六千円は、児童手当、児童扶養手当及び子ども手当の実績見込みによる扶助費であります。

三十四ページの児童福祉施設費百八十七万六千円の主なものは、重富保育所のエアコン設置費用であります。

大楠ちびっ子園費二百五万五千円の主なものは、産休職員の代替保育士賃金であります。

三十五ページの生活保護総務費五百八十一万六千円の主なものは、システム改修委託料及びパソコン等購入費用であります。

次に、三十八ページの労働費関係について申し上げます。

労働諸費二千五百四十二万円は、県に設置されている緊急雇用創出事業臨時特例基金等から交付される補助金を活用して、地図システム作成業務、市観光バス運航試験事業及び観光人材育成事業を実施するものであります。

次に、三十九ページの農林水産業費関係について申し上げます。

農業委員会費百九十七万二千円の主なものは、農業委員の先進地視察研修経費や農地基本台帳システムの改修委託料などあります。

農業振興費百四十六万四千円の主なものは、地域農業経営構造対策支援事業補助金で、加治木の小山田機械利用組合による大豆乾燥機導入に係る補助金であります。

四十ページの農地費三百二十五万四千円の主なものは、農道にガードレール・ガードパイプを設置する経費など農業用施設維持管理委託料等であります。

四十一ページの治山林道費三百万四千円の主なものは、大塚線ほか林道の維持補修経費であります。

次に、四十二ページの商工費関係について申し上げます。

商工振興費四百七十万三千円の主なものは、須崎公共用地の消火栓設置負担金及び配水管敷設工事負担金並びにふるさとハローワーク開設に係る経費であります。

四十三ページの観光費三千五百五十四万八千円は、県地域振興推進事業補助金を受けて実施する龍門滝周辺景観整備事業経費及び観光案内板書きかえ委託料であります。

次に、四十五ページの土木費関係について申し上げます。

道路維持費三千八百七十五万三千円の主なものは、市道の維持・

補修に要する委託料、工事請負費、原材料費等であります。

道路新設改良費四千五百四十万円の主なものは、一般単独道路整備事業に係る工事請負費及び測量設計委託料等であります。

四十七ページの土地区画整理費二百七十八万円の主なものは、保留地等の雑草等除去賃金であります。

公園費二千五百三十四万四千円の主なものは、都市公園のトイレ整備経費で、今回は宮島西公園にトイレを設置するものであります。四十八ページの建築住宅管理費五百五十九千円の主なものは、公営住宅のプロパンガス集合装置取りかえや地上デジタル放送に対応した施設改修などの修繕料並びにカワラバト駆除及びシロアリ防除経費であります。

次に、四十九ページの消防費関係について申し上げます。消防施設費五百万円は、消火栓設置維持負担金及び防火水槽の修繕料であります。

次に、五十ページの教育費関係について申し上げます。

教職員住宅管理費三百万円は、住宅の修繕料であります。

五十一ページの学校管理費二百八万四千円は、各小学校で使用する消耗品、備品の購入費用であります。

五十二ページの学校管理費四百万円は、各中学校の修繕料であります。

五十三ページの幼稚園費百六十三万六千円の主なものは、事務補助者賃金であります。

五十四ページの図書館費七百七十八万一千円の主なものは、図書購入費及び施設・設備の修繕料であります。

五十五ページの体育施設費百二十八万二千円の主なものは、浄化

槽修繕料及び体育施設の整備に係る賃金であります。

小学校給食費百四万四千円は、職員の減に伴い、西始良小学校に調理補助員を置くための経費であります。

次に、五十六ページの災害復旧費関係について申し上げます。

現年耕地災害復旧費八百三万五千円は、六月からの豪雨による農地六件、施設一件の災害復旧工事に要する経費であります。

現年林道災害復旧費百万四千円は、崩土除去等に係る賃金及び重機借上料であります。

五十七ページの現年土木災害復旧費二千三百二十八万六千円は、補助分三件、市単独分十二件の災害に対する復旧工事費用等であります。

以上、歳出予算につきまして概要を申し上げますが、これらの補正総額は三億九千二百五万二千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は二百六十八億五千四百八十五千円となります。

この財源といたしましては、十二ページから二十二ページまでに掲げておりますとおり、地方交付税三億一千万円、分担金及び負担金百十五万三千円、県支出金五千九百八十八万七千円、繰入金五百五十一万六千円、繰越金五百六十二万八千円、諸収入千百十四万六千円、市債二千二十万円で対処いたしました。

次に、第二条債務負担行為の補正について申し上げます。

七ページの債務負担行為の追加は、企画政策課の民間資金等活用調査業務委託に伴うものであり、期間を平成二十三年度までと定め、限度額を六百三十万円と設定するものであります。

次に、第三条地方債の補正について申し上げます。

八ページの地方債の補正につきましては、観光地整備事業ほか各

種事業の増加に伴い、限度額をそれぞれ追加、変更するものであります。

○議長（兼田勝久君） しばらく休憩いたします。五分後に再開いたします。

午前 十時三十三分休憩

午前 十時 四十分開議

○議長（兼田勝久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
提案理由の説明を続けます。

〔市長笹山義弘君登壇〕

○市長（笹山義弘君） 次に、議案第五八号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、総務費及び諸出金について計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書六ページの総務費について申し上げます。
一般管理費の委託料八十四万円の増額は、国保連合会が行うレセプト審査支払いシステム最適化事業に係る本市の電算システム改修のための委託料の計上であります。

次に、七ページの収納率向上対策事業費の使用料及び賃借料二十四万円の増額は、収納率向上対策に係る滞納整理システム機器賃借料の計上であります。

次に、八ページの諸支出金の償還金四千三百七十一万五千円の増額は、二十一年度の決算見込みに係る社会保険診療報酬支払基金への返納金の計上であります。

以上、歳出予算につきまして申し上げますが、これらの補正総額は四千四百七十九万五千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は、七十七億九千七百七十九万五千円となります。

この財源といたしましては、五ページに掲げておりますとおり、療養給付費等交付金繰越金四千三百七十一万五千円及び前年度繰越金百八万円の増額で対処いたしました。

次に、議案第五九号平成二十二年度始良市国民健康保険特別会計施設勘定補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、総務費の施設管理費について計上いたしました。
まず、歳出の補正内容を申し上げます。お手元の予算書六ページの総務費について申し上げます。

一般管理費十萬八千円の増額は、診療所の南側の敷地内の一部陥没に係る修繕料と来院される患者やその家族に対する給茶器のお茶等の計上であります。

以上、歳出予算につきまして申し上げますが、これらの補正総額は十萬八千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は七千七百十萬八千円となります。この財源といたしましては、五ページに掲げておりますとおり、前年度繰越金十萬八千円の増額で対処いたしました。

次に、議案第六〇号平成二十二年度始良市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、平成二十一年度分の実績精算であります。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書七ページの後期高齢者医療広域連合納付金百八十七萬四千元は、平成二十一年度精算に基づく鹿児島県後期高齢者医

療広域連合への保険料納付金であります。

八ページの一般会計繰出金四十一万七千円は、平成二十一年度精算に基づく一般会計への返還金であります。

以上、歳出予算につきまして申し上げますが、これらの補正総額は二百二十九万一千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は七億九千九百二十九万一千円となります。この財源といたしましては、五ページの前年度繰越金二百二十八万九千円ほかで対処いたしました。

次に、議案第六一号平成二十二年度始良市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、平成二十一年度分の実績精算であります。まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書六ページの償還金五百十二万二千円は、平成二十一年度精算に基づく支払い基金及び国・県への返還金であります。

七ページの一般会計繰出金五十万一千円は、平成二十一年度精算に基づく一般会計への返還金であります。

以上、歳出予算につきまして申し上げますが、これらの補正総額は一千二十二万三千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は一千二百二十三万三千円となります。この財源といたしましては、五ページの前年度繰越金一千二十二万三千円で対処いたしました。

次に、議案第六二号平成二十二年度始良市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、介護保険制度の翌年度精算方式に基づくもので、平成二十一年度の地域支援事業費の実績に伴う、支払い基金への精算返納に必要な経費を計上いたしました。

まず、歳出の補正内容を申し上げます。

お手元の予算書六ページの償還金は、平成二十一年度の地域支援事業費実績に伴う支払い基金への精算返還金四百五十三万五千円の計上であります。

次に、歳入の補正内容を申し上げます。

五ページの繰越金は、返納金に伴う同額の計上であります。以上、歳入歳出予算につきまして申し上げますが、これらの補正総額四百五十三万五千円の追加となり、補正後の歳入歳出予算規模は、五十億六千九百三十三万五千円となります。

次に、議案第六三号平成二十二年度始良市水道事業会計補正予算（第一号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正は、損益勘定において支出を三百八十六万九千円増額するとともに、資本勘定において収入を八百万円、支出を百三十万円、それぞれ増額補正するものであります。

まず、第二条収益的収入及び支出について申し上げます。

お手元の予算書七ページの水道事業費用の営業費用の主なものは、新たな料金システム導入に伴う費用の計上と、加治木地域、蒲生地域の水道情報監視装置の改修に伴う費用を計上いたしました。

営業外費用は、消費税及び地方消費税の調整額の計上であります。

次に、第三条資本的収入及び支出について申し上げます。

八ページの資本的収入の工事負担金は、消火栓設置負担金及び配水管敷設工事負担金の計上で資本的支出の建設改良費は、水道情報監視装置として使用するノートパソコンの購入費用であります。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額四億二千六万四千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千百四

十三万二千元、当年度分損益勘定留保資金三億八千七百二十二万二千元、建設改良積立金二千五百一十一万円で補てんするものであります。

次に、議案第六四号財産の取得に関する件につきまして御説明申し上げます。

本件は、高規格救急自動車一台を購入するに当たりまして、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるところであります。

なお、取得財産等の詳細につきましては、別紙参考資料のとおりであります。

次に、諮問第四号人権擁護委員の推薦につき意見を求める件につきまして御説明申し上げます。

本件は、人権擁護委員の「錦京子」氏の任期が、平成二十二年十二月三十一日で満了するため、引き続き同氏を推薦したいので、議会の意見を求めようとするものであります。

錦氏の経歴につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、提案をいたしております議案十二件、諮問一件につきまして、一括してその概要を御説明申し上げますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（兼田勝久君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。ただいま提出案件十三件について、提案理由の説明が終わりましたが、各案件の処理は二十一日の会議で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、各案

件の処理は二十一日の会議で処理することに決定しました。

△日程第一八 選挙第四号鹿児島県後期高齢者医療広域連合

議員選挙（市議会議員選出区分）

○議長（兼田勝久君） 日程第一八、選挙第四号鹿児島県後期高

齢者医療広域連合議員選挙（市議会議員選出区分）を議題とします。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分六人、市議会議員区分六人、町村長区分四人、町村議会議員区分四人から構成されています。

今回、市議会議員区分に一人の欠員が生じたため、候補者受け付けの告示を行い、届け出を締め切ったところ、二人の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により、選挙を行います。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定に関わらず、有効投票のうち立候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。したがって、選挙

結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

「議場閉鎖」

○議長（兼田勝久君） ただいまの出席議員は二十九人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第三十一条第二項の規定に

より、立会人に森弘道議員、和田里志議員、竹下日出志議員を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

○議長（兼田勝久君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（兼田勝久君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。なお、白票については無効です。

候補者名は記載台に貼付してあります。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

- 一 本村 良治 議員
- 二 笹井 義一 議員
- 三 湯元 秀誠 議員
- 四 安田 久 議員
- 五 田口 幸一 議員
- 六 湯之原 一郎 議員
- 七 法元 隆男 議員
- 八 有馬 研一 議員
- 九 森弘道 議員

- 一〇 和田里志 議員
- 一 竹下日出志 議員
- 二 出水昭彦 議員
- 三 里山和子 議員
- 四 堂森忠夫 議員
- 五 東馬場弘 議員
- 六 上村親 議員
- 七 玉利道満 議員
- 八 神村次郎 議員
- 九 谷口義文 議員
- 一〇 隈元康哉 議員
- 一一 新福愛子 議員
- 一二 湯川逸郎 議員
- 一三 堀川 哲郎 議員
- 一四 萩原 弘 議員
- 一五 横山 幸一 議員
- 一六 桃木野 晃 議員
- 一七 川原林 晃 議員
- 一八 森川和美 議員
- 一九 兼田勝久 議員

○議長（兼田勝久君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。森弘道議員、和田里志議員、竹下日出志議員、

開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（兼田勝久君） 投票の結果を報告します。

投票総数 二十九票

有効投票 二十八票

無効投票 一票

有効投票のうち 徳峰一成議員

十四票

松下喜久雄議員

十四票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

△日程第一九 発議第七号交通事故防止に関する決議につ
て

○議長（兼田勝久君） 日程第一九、発議第七号交通事故防止に
関する決議についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第七号は、会議
規則第三十七条第三項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託を
省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第七号は、趣
旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

出水昭彦議員登壇してください。

〔一二番出水昭彦君登壇〕

○議長（兼田勝久君） これから質疑を行います。質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 質疑なしと認めます。議員、降壇して
ください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 討論なしと認めます。

これから採決します。発議第七号交通事故防止に関する決議につ
いては原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第七号交通事
故防止に関する決議については原案のとおり可決されました。

△日程第二〇 発議第八号臨時会の招集権を議長に付与する
ことを求める意見書について

○議長（兼田勝久君） 日程第二〇、発議第八号臨時会の招集権
を議長に付与することを求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第八号は、会
議規則第三十七条第三項の規定によって、趣旨説明及び委員会付託
を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（兼田勝久君） 異議なしと認めます。発議第八号は趣旨
説明及び委員会付託を省略することに決定しました。

玉利道満議員、登壇してください。

〔一八玉利道満君登壇〕

○議長（兼田勝久君）　これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君）　質疑なしと認めます。議員、降壇してください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君）　討論なしと認めます。

これから採決します。発議第八号臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（兼田勝久君）　異議なしと認めます。発議第八号臨時会の招集権を議長に付与することを求める意見書については原案のとおり可決されました。

△散　　会

○議長（兼田勝久君）　以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって散会とします。

なお、次の会議は九月九日、午前十時から開きます。

○事務局長（有江喜久雄君）　御起立ください。一同、礼。

午前十一時八分散会